

Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

保険の話 Part.57 「介護について その3」

■講師 おおつき先生
株式会社MID代表取締役
ライフコンサルティング

Life Insurance

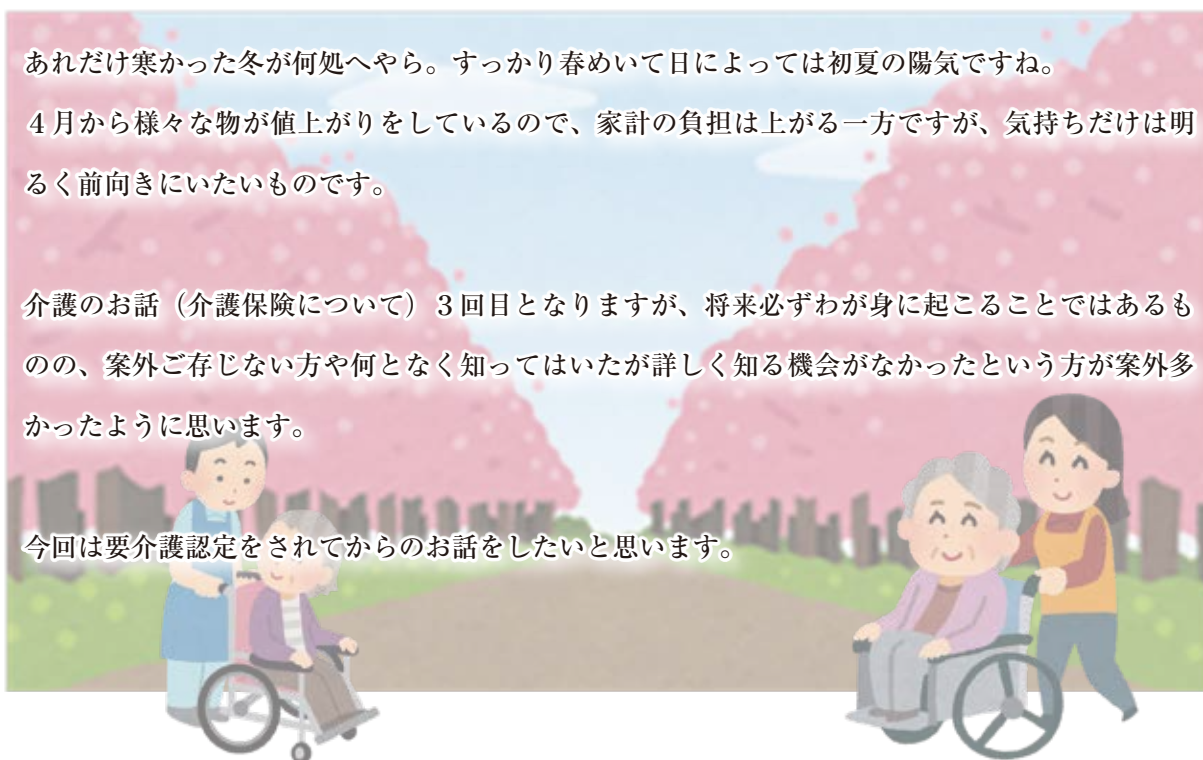


あれだけ寒かった冬が何処へやら。すっかり春めいて日によっては初夏の陽気ですね。

4月から様々な物が値上がりをしているので、家計の負担は上がる一方ですが、気持ちだけは明るく前向きにいたいものです。

介護のお話（介護保険について）3回目となりますが、将来必ずわが身に起こることではあるものの、案外ご存じない方や何となく知ってはいたが詳しく知る機会がなかったという方が案外多かったように思います。

今回は要介護認定をされてからのお話をしたいと思います。



【介護保険の活用】

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる、県知事の指定を受けた居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。

依頼を受けた介護支援専門員は、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、介護サービス計画書を作成します。

(ケアプランはだれが作るの)

①ご本人またはご家族

ケアマネジャーが担う一連の業務を自分で行う「セルフケアプラン」と呼ばれるものです。

②居宅介護支援事業者所属のケアマネジャー

③介護保険施設所属のケアマネジャー

④利用者の地域を管轄する地域包括支援センター

要支援1または2と認定された場合は、地域包括支援センターの担当者がケアプランを作成します。

地域包括支援センターは、介護や医療、保健、福祉における地域の相談窓口です。

各市町村に設置され、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが常駐しています。

手続きや書類が煩雑なのでほとんどの方が②～④となるでしょう。

(サービスの利用)

いよいよケアプランに基づいてのサービスの利用開始ですが、介護保険制度のもとでは、利用者が事業者を選択し契約することとなっています。

ケアマネジャーが提案してくれるサービス提供事業者の中から、なるべく要望に合った事業者を選びましょう。

(介護サービスの利用料)

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。仮に1万円分のサービスを利用した場合に支払う費用は、1千円（2割の場合は2千円）ということです。

介護保険施設利用の場合は、費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。

ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

(支給限度額)

在宅サービスでは、要介護状態区分ごとに限度額（区分支給限度額）が定められています。

(次ページ表参照)



| 区分 | 要介護・要支援認定の目安 | 1ヶ月の支給限度額 | 自己負担額 | |
|-----------|--------------|---|----------|---------|
| 軽 介護予防 | 要支援1 | 日常生活の一部について介助を必要とする状態 入浴や排泄など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要。 | 50,030円 | 5,030円 |
| | 要支援2 | 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄など、時々介助が必要。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。この状態のうち、介護予防サービスにより状態の維持や改善が見込まれる人は要支援2。 | 104,730円 | 10,473円 |
| | 要介護1 | 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。 | 166,920円 | 16,692円 |
| | 要介護2 | 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持ができない。 | 196,160円 | 19,616円 |
| | 要介護3 | 重度の介護を必要とする状態 食事に一部介助が必要。排泄、入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持ができない。 | 269,310円 | 26,931円 |
| 重 | 要介護4 | 最重度の介護を必要とする状態 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要。意思の伝達がほとんどできない。 | 308,060円 | 30,806円 |
| | 要介護5 | | 360,650円 | 36,065円 |

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の1ヶ月の自己負担の目安】

○要介護5の人が多床室を利用した場合

| | |
|------------|------------------------|
| 施設サービス費の1割 | 約25,000円 |
| 居住費 | 約25,200円（840円/日） |
| 食費 | 約42,000円（1,380円/日） |
| 日常生活費 | 約10,000円（施設により設定されます。） |
| 合計 | 約102,200円 |

○要介護5の人がユニット型個室を利用した場合

| | |
|------------|------------------------|
| 施設サービス費の1割 | 約27,500円 |
| 居住費 | 約60,000円（1,970円/日） |
| 食費 | 約42,000円（1,380円/日） |
| 日常生活費 | 約10,000円（施設により設定されます。） |
| 合計 | 約139,500円 |

いかがでしたか？今回は介護保険の基礎についてお話をさせていただきました。

次回も介護保険について引き続きお話をさせていただこうと思っておりますので、是非お読みください。

いつもの合言葉、公的保障も理解をして「保険は無理なく無駄なくが1番です」



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>